

意見募集要領

1 意見募集対象

「無線LANビジネスガイドライン」(案)

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課(総務省10階)にて閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

1 下記(1)～(3)

意見書(別紙様式)に必要事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、及び連絡先(電話番号又は電子メールアドレス))を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

また、意見公募に係る意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、下記(3)により電子メールで提出いただく場合は、(4)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

2 下記(4)

意見提出フォームに必要事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、及び連絡先(電話番号又は電子メールアドレス))を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課企画係 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録媒体添えて提出いただくようお願いする場合があります。
その場合の記録媒体の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R、DVD-R

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5855

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課企画係 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： data-kikaku@ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。迷惑メール防止対策のため、_@_を@に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 宛て（件名には「無線LANビジネスガイドライン」（案）に対する意見」と記入願います。）

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成 25 年 5 月 26 日（日）17 時（必着）（郵送の場合は、同日付けの消印まで有効）

（なお、意見提出期限終了後においても、電子政府の総合窓口[e-Gov]の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

5 留意事項

意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（[e-Gov]の意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）。

提出された意見は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部データ通信課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「無線LANビジネスガイドライン」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 赤字は留意事項であるため、提出の際は削除すること。

頁	項目	意見
19 頁	5. 大規模災害発生時に備えた留意事項 5.1 各事業者等において推奨される対応	【総務省案】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 【意見】 * * * * * * * * * *

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。
- 注 2 赤字は留意事項及び記載例であるため、提出の際は削除してください。
- 注 3 「頁」欄には、該当部分のページを必ず御記入ください。
- 注 4 「項目」欄は、上記例示にならない、必ず御記入ください。
- 注 5 「意見」欄の「案」には、御意見の対象となる記述を引用し、「意見」は、御意見の具体的内容を記述してください。